

# 伊方3号機差止ならず 松山地裁仮処分棄却

## 裁判官殿！危険知りつつなぜ止めぬ！

森山賢太郎



7月21日 松山地裁前 14時

事務局メンバー6名で14時、松山地裁前に駆けつけました。極めて残念な結果となりました。18時からの報告集会では、大分裁判の会の中田さつきさんが連帯の挨拶をしました。「今日は地裁前で皆さんと肩をたたき合って喜びを分かちあえるかと思って、大分から6人で来たのですが、残念というか、裁判所に対して頭にきました。福島が教えてくれたのは、放射能に県境はないということだったし、日本全国で仮処分、訴訟が起きて当たり前の問題だということだと思います。原発の問題は、未来の子どもたち、未来に生きる人たちが、今の社会にいまの時代に仮処分をかけたい、そういう問題だと思います。大分では10月に審尋が終わる見通しですけど、どこかで決定が出されれば伊方原発は止まるので、司法を諦めずに弁護団の皆さん之力を借りてがんばっていきましょう」

### 避難計画にゴーサイン 驚き、落胆、憤慨

この決定内容にはまさに絶句するほかないません。いわく「平成27年11月に実施された原子力総合防災訓練の結果を踏まえて、必要な修正もされているのであって、およそ実効性を欠くものであるとか、本件避難計画が著しく合理性を欠くということはできない」。裁判官殿、伊方で事故が起きれば佐多岬半島住民約5千人は孤立します。大分県に無事避難できるとお考えでし

ようか、その大分県も地震等で被害をこうむっている…受け入れることは不可能では。避難訓練を何度も重ねても実効性を持つとは到底考えられません。素朴な疑問です。

### 拍車がかかる新規制基準の“神話化”

田中原子力規制委員長は「規準に合格したからといって安全ではない」と就任当初から明言してきました。新規制基準は事故が起きることを前提にしています。それだけに地元の裁判官は地元住民の安全をいかに確保するかということに細心かつ最大限の注意を払わねばならないのです。

にもかかわらず、松山地裁は新規制基準について「合理的に予測した自然災害を想定。それ以上の安全確保は社会通念になっていない」と評価しています。いまだに

福島の事故は収束のメドが全く立っておらず、そもそも新規制基準は福島原発事故の原因も明確にされない段階で作成されたのでした。

### 基準地震動について、不合理な点は認められないと裁判官は太鼓判！

今回の基準地震動について「不合理な点はない。地域特性と無関係に過去の最大の地震に備える必要はない」と評価しています。中央構造線の間近かに伊方原発があり、あってはならないところに位置しているにもかかわらず、です。

薦田弁護団長は「最大の地震に備える必要がないという判断は全国で初めて」と指摘。「専門家の意見を一切無視した、結論ありきで非科学的、非常識な決定である」とコメントしました。

裁判官は四電、国の規制委員会の判断を鵜呑みにしており、自ら考えることを放棄しています。

### ただちに控訴を決定

8月4日、松山の原告および弁護団は3号機の運転差し止めをもとめ、高松高裁に即時抗告しました。長い闘いのひとこまが始まったばかりです。一喜一憂せずに進んでいきましょう。